が森林所有者である森林を除く。）の面積をいう。第十三条の五第六号及び第七号において同じ。）が、基準面積（起算日における対象森林（起算日における特定森林経営計画につき法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者が森林所有者である森林に限る。）の面積に十分の三を乗じて得た面積又は百五十ヘクタールのいずれか小さい面積に当該対象森林の面積を加えて得た面積をいう。同号において同じ。）を超えることを内容とする森林の経営の面積の目標が記載されていること。

第十三条の二第二項第七号中「（第三号ロに掲げる場合にあつては、相続日。次号において同じ。）」及び「（同号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画が、特定森林経営計画のうち当該認定の請求をした者が自ら森林の経営を行うものに含まれる場合にあつては、相続日）」を削り、同項第九号ロ中「⑶まで及び⑸」を「⑷まで」に改める。

第十三条の四第四項を削る。

第十三条の五第四号中「その森林（当該森林に隣接している森林を含む。）の面積が著しく小さいもの並びに分収林特別措置法第二条第三項に規定する分収林契約並びに国有林野の管理経営に関する法律第十条に規定する分収造林契約及び同法第十七条の三に規定する分収育林契約に係るもの」を「第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる森林」に改め、同条第五号中「対象森林」を「当該森林経営計画の対象とする森林」に、「限る」を「限り、作業路網の整備を行わない森林及び当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森林を除く」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　起算日から起算して十年を経過した日以降における対象面積が、基準面積を下回つたとき。

第十三条の五第八号を削り、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号中「及び」を「又は」に改め、「なつた日」の下に「（そのなつた日が起算日から起算して十年を経過した日以降である場合に限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「延長が」を「延長が、」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第四十三条第二項中「申請者」を「申請書」に改め、同条第三項中「（第十三条の二第二項第三号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画が、特定森林経営計画のうち当該認定請求者が自ら森林の経営を行うものに含まれる場合にあつては、相続日。以下この項において同じ。）」を削り、「経過する日」の下に「まで及び包括承継人となつた日（そのなつた日が当該二月を経過する日の三月前の日前である場合に限る。）から三月を経過する日」を加える。

付録第六中「ΣDiSi－L」を「ΣDiSi」に改め、「Lは、当該森林経営計画の始期において既に設置されている作業路網の延長」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月二十七日内閣府告示第百三十五号をもつて公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十四年八月十三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社福邦銀行
二　住所　福井県福井市順化一丁目六番九号

○内閣府告示第二百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十日内閣府告示第二百七号をもつて公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十四年八月十三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社横浜銀行
二　住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

○総務省告示第三百五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十四年十月十二日

総務大臣　樽床　伸二

第2の第3表中

23.2—23.55	固定	公共業務用 —般業務用	
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
23.55—23.6	固定	公共業務用 —般業務用	

を

23.2—23.55	固定	公共業務用 —般業務用	
	移動		
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
23.55—23.6	固定	公共業務用 —般業務用	
	移動		

に

改める。

○法務省告示第四百二十八号

長野県下伊那郡喬木村役場保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十一月十二日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、喬木村役場又は長野地方法務局飯田支局に照会すること。

平成二十四年十月十二日

法務大臣　田中　慶秋

長野県下伊那郡喬木村六千六百三十五番地

湯澤　冨治

○法務省告示第四百二十九号

福岡市博多区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十一月十二日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、博多区役所又は福岡法務局に照会すること。

平成二十四年十月十二日

法務大臣　田中　慶秋

福岡市櫛田前町三十二番地

大神　惣助

○法務省告示第四百三十号

長野県北安曇郡白馬村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十一月十二日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。